

商品券は市内の各店舗で使えます

Q. 誰がもらえるの？

- A. 10月1日時点で本市に住民登録のある全ての人、約37万人が対象です。1人当たり5,000円分（500円券×10枚）の商品券を配布します

Q. いつ頃届くの？

- A. 11月上旬から順次、世帯ごとに、簡易書留で発送します。使用期間は、お手元に届いてから来年2月28日(火)までです

人数が同じ世帯ごとに順次発送するため、同じ住所や近所であっても、到着日が異なる場合があります

Q. 何に使えるの？

- A. 飲食店や小売店の他、ガソリンスタンドや日用雑貨など、市内の約3,100店舗で使えます。店先に張られているポスター（下記）が取扱店の目印です



◀このポスターの張られているお店で使えます

商品券の取扱店を募集中です

さまざまな業種が参加できます

市内に店舗や事業所のある事業主の皆さんは、取扱店として参加できます。登録料や手数料はかかりません。業種によっては参加できないものがあります。詳しくは、産業政策課に問い合わせてください。

- 小売業＝食料品、衣料品、日用雑貨、本、文房具、家電、コンビニ、ガソリンスタンド、自転車など
- 飲食業＝飲食店、喫茶店、居酒屋など
- サービス業＝理・美容、学習塾・習い事、クリーニング、エステ、スポーツクラブ、タクシーなど

- その他＝リフォーム、造園、建具、内・外装工事、防水工事、電気工事など
- 「子育て世帯への臨時特別クーポン」などの取扱店に通知を送付

これまでに市が行った「おでかけ食事券」と「子育て世帯への臨時特別クーポン」を取り扱っていた店舗には、10月下旬に通知やポスター、換金に必要な書類などを発送しました。ポスターは、店舗の入り口など外から目立つ所に掲示してください。詳しくは、通知を確認してください。

申し込みは、郵送かEメール、ファクスで受け付けます

申し込みは、市ホームページから「取扱店登録申請書」をダウンロードして記入し、〒370-8501 高崎市役所 産業政策課へ。Eメール（sangyou@city.takasaki.gunma.jp）やファクス（☎027-325-4879）でも申し込みできます。申請書は、市役所13階同課でも配布しています。

- 複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請して

ください

- 飲食店は、飲食営業許可証の写しを申請時に提出してください

取扱店になったら

市から、ポスターや取扱店証明書、口座振替依頼書などを発送します。ポスターは、店舗の入り口など外から目立つ所に掲示してください。



市は、全ての市民に対し、1人当たり5,000円分の商品券を配布します。エネルギーや食料品などの物価高騰の影響で家計の負担が増えている市民の皆さんを支援するとともに、市内経済の活性化につなげるための取り組みです。

商品券は、市内の飲食店や小売店などで使えます。対象は、10月1日時点で本市に住民登録のある人です。11月上旬から順次、世帯ごとにまとめて、簡易書留で発送。届いた日からすぐに使うことができます。使用期限は来年2月

28日(火)です。取扱店は現在約3,100店舗で、店先に張られたポスターが目印。取扱店は、市ホームページで確認できます。

市は、0歳から高齢者までの全ての市民を対象に、市内で使える「高崎市民商品券」を配布します。これは、物価高騰の影響を受けている市民の皆さんの生活を応援し、市内経済の活性化を後押しするためです。今回号では、商品券の概要などについてお知らせします。また、商品券を使用できる取扱店も募集します。問い合わせは、産業政策課（☎027・321・1255）へ。



「高崎市民商品券」を配布

全ての市民が対象。1人5,000円分の商品券です



市ホームページ